

令和 5 年 7 月 吉日

各 団 体 の 長 殿

京都労働局労働基準部監督課

建設業、自動車運転の業務及び医業に従事する医師等に対する
時間外労働の上限規制の適用に係るポスターの送付について

平素は労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定されている時間外労働の上限規制は、平成31年4月（中小企業では令和2年4月）から適用が開始されていますが、建設の事業、自動車運転の業務及び医業に従事する医師等については、これまで適用が猶予され、令和6年4月1日から適用されることとなっています。

しかし、建設業に従事する労働者や自動車運転の業務に従事する労働者については、短い工期の設定や、荷下ろしの際の長時間の待機といった取引慣行上の問題などが長時間労働の要因であるといわれており、個々の事業主の努力だけでは解決することが困難な課題であるとされています。

このような建設業や運輸業等が抱える課題を解消するためには、発注者や荷主といった取引関係者をはじめとした国民一人一人が理解を深め、課題の解消に向けた協力が必要になることから、今般、厚生労働省におきましては、周知用の特設サイトや、PR動画、ポスター等を作成し、社会全体において建設業や運輸業等の長時間労働の改善に向けた機運の醸成を図ることにしました。

つきましては、本取組の趣旨に御理解いただき、標題のポスターを掲示いただきますとともに、傘下団体・企業等への周知をお願いいたします。

【はたらきかたススめ特設サイト】

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



問合せ先

京都労働局 労働基準部 監督課

☎ 075-241-3214